いじめ防止対策基本方針

いじめ防止対策推進法に基づき，本校児童が安心して充実した学校生活を送ることができるように，いじめ防止等を目的として，以下のように基本方針を策定する。

> いじめの定義(いじめ防止対策推進法)
> 第２条　この法律において「いじめ」とは，児童等に対して，当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって，当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

１　基本理念（いじめに対する姿勢）

（１） いじめはどの児童にも起こりうるものであることを踏まえて，児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう，いじめの未然防止を図るとともに，いじめ又はその兆候を早期に発見し，迅速かつ適切に対処する。

（２） いじめは児童の尊厳を害するとともに犯罪その他重大な人権侵害となり得る行為を含むものであり決してしてはならないものであることをすべての児童が認識し，いじめを行わず，及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようその情操と道徳心を培い，規範意識を養う。

（３） いじめに関する事案の対処については，いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ，学校，家庭，地域住民その他の関係者の連携の下に行う。

２　いじめ対策の校内組織の設置

本校では，いじめ防止等の対策のための校内組織を以下のように設置する。

（１） 名　称	「いじめ対策協議会」 （平時は「生徒指導協議会」）	「いじめ対策委員会」 (平時は「生徒指導部会」)
（２） 構成員	・全教職員	・全職員 ・校長の判断によりＳＳＷ等，外部機関の関係者の参加もある。
（３） 役　割	・毎月１回程度（原則，第２月曜もしくは金曜），全教職員でいじめを含む生徒指導上の問題について情報交換や協議を行う。また,必要に応じていじめ防止に関する研修を行う。	・いじめ防止基本方針の見直し，調査，評価等の実施を行う。 ・事案発生時いじめの措置に関する取り組みの意志決定を行う。 ・いじめに関する研修を推進する。

３　いじめの未然防止，早期発見・早期対応等に関する取組みと行動計画

（※　内容は【別表】による）

４　教育委員会や関係機関等との連携

（１）いじめにより児童の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや，相当の期間，学校の欠席を余儀なくされている疑いがあるなど，重大事態が発生した場合は，速やかに教育委員会に報告する。そして，その後の調査の仕方などの対応を相談する。これは，児童や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合も同様とする。

（２）いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは，所轄警察署と連携して対処する。また児童の生命，身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに所轄警察署に通報し，適切に援助を求める。

５　保護者への連絡・支援・助言

いじめが確認された場合は，保護者に事実関係を伝え，いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や，いじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。また，事実確認により判明したいじめ事案に関する情報を適切に提供する。

６　懲戒の適切な行使

教育上必要があると認めるときは，学校教育法第１１条の規定に基づき，いじめを受けた児童の保護を第一に，いじめを行った児童に対して適切に懲戒を加えることがある。その際は，教育的配慮に留意し，児童が自らの行為を理解し，健全な人間関係を育むことができるように促していく。

７　学校評価の実施

いじめ問題への取組等について自己評価を行い，学校評価と合わせ，その結果を公表する。評価方法は，職員・児童・保護者・学校関係者によるアンケートとする。

【別表】

３　いじめの未然防止，早期発見，早期対応等に関する取組と行動計画

(1)　学校を主体とした取組について

<table>
<tr><th colspan="3"></th><th>児童へ直接かかわる取組内容</th><th>保護者との連携や依頼内容</th></tr>
<tr><td colspan="3">いじめの
未然防止</td><td>□　規範(ルール)意識の徹底
□　基礎的・基本的な学力の定着
□　自己有用感を高める働きかけ
□　情報モラルの徹底</td><td>□　生活の様々な機会を通し善悪の判断を育成
□　家庭学習の習慣化
□　地域での様々な体験への参加
□　携帯電話，インターネット，ゲーム等の約束づくり</td></tr>
<tr><td colspan="3">いじめの
早期発見</td><td>□　教育相談・アンケート等による情報収集
□　集団から離れ，一人でいる児童への声かけ
□　持ち物にいたずら・紛失があった際の即時対応</td><td>□　日常での子どもとの会話づくり
□　友達関係についての見守り
□　子どもの持ち物の確認</td></tr>
<tr><td rowspan="7">いじめの措置</td><td rowspan="2">暴力をともなわない</td><td>いじめられた側
（被害）</td><td>□　本人や周囲からの聞き取りによる，精神的な被害の的確な把握と迅速な初期対応
□　教師による見守りや見回りを行うなど被害が継続しない体制づくり
□　いじめの原因と背景の調査による根本的解決</td><td>□　子どもを守る強い姿勢を示す見せることや子どもの話をよく聞き，事実や心情の把握
□　問題解決に向けた学校の方針への理解と協力</td></tr>
<tr><td>いじめた側
（加害）</td><td>□　事実を確認して，「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止
□　いじめの原因と背景の調査による根本的解決
□　児童相談所等との連携</td><td>□　いじめられた児童を守る対応についての理解
□　冷静に事実を確認することと，子どもの言い分を聞くこと
□　被害児童と保護者への適切な謝罪など</td></tr>
<tr><td rowspan="2">暴力をともなう</td><td>いじめられた側
（被害）</td><td>□　本人や周囲からの聞き取りによる，身体的精神的な被害の的確な把握，迅速な初期対応
□　教師による見守りや見回りを行うなど被害が継続しない体制づくり
□　いじめの原因と背景の調査による根本的解決</td><td>□　子どもを守る強い姿勢を示す見せることや子どもの話をよく聞き，事実や心情の把握
□　問題解決に向けた学校の方針への理解と協力</td></tr>
<tr><td>いじめた側
（加害）</td><td>□　事実を確認して，「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止
□　いじめの原因と背景の調査による根本的解決
□　警察や児童相談所等との連携</td><td>□　いじめられた児童を守る対応についての理解
□　冷静に事実を確認することと，子どもの言い分を聞くこと
□　被害児童と保護者への適切な謝罪など</td></tr>
<tr><td rowspan="2">行為がわかりにくい</td><td>いじめられた側
（被害）</td><td>□　苦しい気持ちへの共感と，「いじめから全力で守ることの約束
□　本人や周囲からの聞き取りによる，つらさの的確な把握，迅速な初期対応
□　いじめの原因と背景の調査による根本的解決</td><td>□　子どもを守る強い姿勢を見せることと，子どもの話をよく聞くことでの事実や心情の把握
□　問題解決に向けた学校の方針への理解と協力</td></tr>
<tr><td>いじめた側
（加害）</td><td>□　事実を確認して，「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止
□　いじめの原因と背景の調査による根本的解決
□　関係機関（カウンセラー等）との連携</td><td>□　いじめられた児童を守る対応についての理解
□　冷静に事実を確認することと，子どもの言い分を聞くこと
□　被害児童と保護者への適切な謝罪など</td></tr>
<tr><td colspan="2">直接関係がない
児童</td><td>□　傍観することがいじめに加担することと同じであること，いじめられた児童の苦しさの理解
□　言いなりにならず，自分の意志で行動することの大切さの指導</td><td>□　いじめに気付いた場合，傍観者とならず学校や保護者へ通告できるように指導
□　どんな場合でもいじめる側や傍観者にならない強い意志を育成</td></tr>
</table>

(2)　家庭や地域との連携について

各家庭 （ＰＴＡ） での取組	□　子どものがんばりをしっかり認めて褒めること，いけないときにははっきりと叱ることを実践し啓発する。 □　父親の子育てへの積極的参加を啓発する。
地域での 取組	□　子どもたちへの積極的なあいさつと声かけの依頼をする。 □　近所等で困っている子どもへの積極的な声かけと学校（保護者）への連絡を依頼する。

(3)　年間行動計画について(未然防止・早期発見と研修及び資料の収集と整理)

		未然防止・早期発見と研修　項目	資料の収集と整理　具体計画
一学期	4	□　学級実態把握，児童相互の関係の把握 □　望ましい人間関係の在り方指導 □　保護者との教育相談 □　いじめ対策協議会	・児童観察，家庭環境調査，定期健康診断など ・学級活動　　・学習状況調査 ・家庭訪問　　・ふくしま学力調査 ・生徒指導協議会①②
	5	□　個人的な悩みや不安の解消 □　いじめ対策協議会 □　学級作り調査 □　いじめ実態調査 □　児童との教育相談	・学級活動 ・児童会活動，行事(鼓笛パレード) ・生徒指導協議会③ ・ＱＵテスト（１～６年） ・学校生活アンケート・友だちアンケート（いじめアンケート） ・（二者面談）
	6	□　望ましい人間関係の在り方指導 □　いじめ対策協議会	・生徒指導協議会④ ・行事（宿泊学習）
	7	□　保護者との教育相談 □　いじめ対策協議会	・学校評価アンケート ・生徒指導協議会⑤
二学期	8	□　いじめ対策協議会	・生徒指導協議会⑥
	9	□　いじめ対策協議会 □　望ましい人間関係の在り方指導	・生徒指導協議会⑦ ・行事（運動会）
	10	□　自己有用感を高める活動 □　いじめ対策協議会	・行事(学習発表会) ・生徒指導協議会⑧
	11	□　基礎的・基本的な学力の把握等(５学年) □　いじめ対策協議会 □　いじめ実態調査 □　児童との教育相談	・生徒指導協議会⑨ ・学校生活アンケート・友だちアンケート（いじめアンケート） ・二者面談 ・ＱＵテスト（１～６年）
	12	□　保護者との教育相談 □　いじめ対策協議会	・学校評価アンケート・個別懇談 ・生徒指導協議会⑩
三学期	1	□　いじめ対策協議会 □　学級集団を高める活動	・生徒指導協議会⑪ ・学級活動
	2	□　いじめ対策協議会 □　基礎的・基本的な学力の把握 □　いじめ対策委員会(教育課程編成)	・生徒指導協議会⑫ ・学力テストＮＲＴ ・生徒指導部会（「いじめ防止基本方針」の見直し）
	3	□　いじめ対策協議会	・生徒指導協議会⑬

（4） 記録について

いじめの早期発見のための，教育相談やアンケート調査については，「学年経営誌」に綴る。また,いじめが発見され,その措置や経緯については，別途の記録用紙に保存し，その記録を，当該担任，生徒指導主事，養護教諭，教頭，校長が閲覧できるようにする。その記録の公開については，校長の判断のもと決定する。

（5） 重大事態への対応フロー

① 重大事態とは次のことを意味する。

ア 生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑い
- □ 児童が自殺を企図した場合
- □ 児童が身体に重大な障害を負った場合
- □ 児童が金品等に重大な被害を被った場合
- □ 児童が精神的な疾患を発症した場合
- □ ネット上の書き込みにおいて誹謗中傷がなされた場合等を想定

イ 一定期間，学校を欠席することを余儀なくされている疑い

② 重大事態の判断の留意点

ア 児童から重大事態が発生したと申立てがあったときは，その時点で担任やその他の教職員が「いじめの結果ではない」「重大事態とはいえない」と考えたとしても，重大事態が発生したものとして報告・調査にあたる。

イ 保護者から重大事態が発生したと申立てがあったときも同様とする。

③ 学校が調査主体となる場合の対応は，教育委員会の指導のもと以下のように進める。

１ 重大事態の調査組織の設置

⇩

・校長，教頭，該当担任，生徒指導主事，養護教諭からなる調査組織を設置する。
・第三者として中立的なスクールカウンセラー等の参加を図る。

２ 調査組織で，事実関係を明確にするための調査の実施

⇩

・いじめの行為の事実関係を，可能な限り網羅的に明確にする。因果関係の特定を急がず，客観的な事実関係を速やかに調査する。
・学校，教職員に不都合なことがあったとしても，事実にしっかりと向き合って調査する。必要に応じて新たな調査も実施する。

３　いじめを受けた児童及び保護者に対して情報を適切に提供

・調査によって明らかになった事実関係(途中経過を含む)について，適時に適切な方法で報告をする。
・関係者の個人情報には十分に配慮する。

４　調査結果を教育委員会に報告

・いじめを受けた児童や保護者が希望する場合は，調査結果にいじめを受けた児童や保護者の意見書も添えて報告する。

５　調査結果を踏まえた必要な措置

・被害を受けた児童を守り,再発を防ぐための取り組みを組織的に実行する。

（６）重大事態発生時は教育委員会が調査主体となる。